**住宅用家屋証明書**

（イ）第４１条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a)新築されたもの

 (b)建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令 特定認定長期優良住宅

(c)新築されたもの

(d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e)新築されたもの

(f)建築後使用されたことのないもの

（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

(a)第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた

　　　　家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

　　　(b) (a)以外

（ハ）新　築

の規定に基づき、下記の家屋　令和　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　が

（ニ）取　得

この規定に該当するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 取得の原因（移転登記の場合） | （１）売買　　　　　　（２）競落 |

令和　　年　　月　　日

荒防建証第　　　　　号

荒川区長　　　　滝口　学